

社会福祉法人和貴会 役員及び評議員の報酬
並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人和貴会

社会福祉法人和貴会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人和貴会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、理事会・評議員会・監事監査・行政監査の立ち合い等を除く、職務遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(年間報酬総額)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間3500万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間250万円以内とする。

(常勤役員の勤務報酬等)

第5条 常勤役員に対する報酬の額は、各理事毎に評議員会が別表1に定める等級を決定し、当該等級毎に定める上限額の範囲内で理事会において決定する。なお、等級の変更がない場合には評議員会の決定を要しないものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができる。その計算方法は別に定める通勤費支給基準に準じる。

(非常勤役員等の出席報酬等)

第6条 非常勤役員が理事会に出席したときは、別表2により1日分の報酬等を支払うことができる。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。
- 3 交通費は報酬に含むものとする。

(費用弁償)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用(原則として実費)については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、終了後精算することができる。

- 2 前項の定めにかかわらず、役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別途定める役員等旅費規程により旅費を支給することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員職務証跡)

第9条 役員は、法人職務証跡資料として、タイムカード(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(報酬等の支給日)

第10条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月翌月25日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第11条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、常勤役員には本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(慶弔)

第12条 この法人の役員及び評議員の慶弔に対しては、次のとおり金品を贈ることができる。

(1) 死亡慶弔

- ア 業務上死亡 役員及び評議員 弔辞、供物 10,000 円及び弔慰金 30,000 円

イ 一般死亡 役員及び評議員 弔辞、供物 10,000 円及び弔慰金 20,000 円

ウ 配偶者死亡 役員及び評議員 弔辞、供物 10,000 円及び弔慰金 10,000 円

エ 父母及び同居の子 役員及び評議員 弔電、弔慰金 5,000 円

2 前項第1号の死亡弔慰対象者以外であっても、理事長が特に必要と認めた場合には、理事会の決定を経て金品を贈ることができるものとする。

(見舞い)

第13条 この法人の役員が被災・入院した場合は、次のとおり見舞金を贈ることができる。

(1) 業務上障害を受けて入院をしたとき 10,000 円

(2) 重症病で1箇月以上入院したとき 10,000 円

(3) 火災、水害等の災害を受けたとき 10,000 円

2 前項各号のほかに理事長が特に必要と認めた場合は、見舞金を贈ることができるものとする。

(公表)

第14条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は令和3年(2021年)7月1日から施行する。

2 従前の社会福祉法人和貴会役員報酬規程は、これを廃止する。

別表1 常勤役員報酬

等級	役員報酬年額
A	15,000,000 円
B	14,000,000 円
C	13,000,000 円
D	12,000,000 円
E	11,000,000 円
F	10,000,000 円
G	9,000,000 円
H	8,000,000 円
I	7,000,000 円
J	6,000,000 円
K	5,000,000 円
L	4,000,000 円
M	3,000,000 円
N	3,500,000 円
O	3,000,000 円
P	2,500,000 円
Q	2,000,000 円
R	1,500,000 円

別表2(出席報酬日額)

名 称	職 務	報 酬	備 考
理事会出席報酬等	理事	50,000円	
	監事	50,000円	
評議員会出席報酬等	評議員	50,000円	
	理事	50,000円	
	監事	50,000円	
臨時理事会出席報酬等	理事	10,000円	
	監事	10,000円	
臨時評議員会出席報酬等	評議員	10,000円	
	理事	10,000円	
	監事	10,000円	